



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

募集内容

この非常勤職員募集については、次年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では、次年度予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性がありますことを御了承の上、御応募ください。

職種	c 専門職員
勤務形態	2 短時間勤務
部署名	商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課消費者相談室
業務内容	<p>消費者相談員、主査消費者相談員又は主任消費者相談員として、以下の業務に従事</p> <p>(1) 経済産業省の所管する法律、製品、役務（サービス）及び消費者取引に関する消費者からの相談に関する業務</p> <p>[参考] 消費者取引に関して、当省所管法令に基づく助言や情報提供等を行います。このため、他省庁所管法令等に係るご相談の場合は、適切な他の機関や窓口を案内する対応を行います。また、自治体が設置する消費生活センターと異なり、個別事案の仲介・あっせんは行っておりません。</p> <p>(2) 主査消費者相談員は、(1)に加え、消費者相談員の支援業務</p> <p>(3)主任消費者相談員は、(1)及び(2)に加え、消費者相談員及び主査消費者相談員の統括業務</p>
募集人数	9名程度 うち、主査消費者相談員及び主任消費者相談員はそれぞれ若干名
給与	消費者相談員 日給 14,290円 主査消費者相談員 日給 15,420円 主任消費者相談員 日給 15,870円 (交通費、超過勤務手当支給、社会保険完備) その他、賞与、退職手当有り（一定の勤務条件を満たした場合に限ります。）
任用予定期間	令和8年4月から令和9年3月末まで
勤務日（曜日）及び勤務時間	<p>勤務日：週4日（土日、祝日を除く。なお、出勤曜日は、調整の上、当室にて指定させていただきます。）</p> <p>勤務時間：9時30分から17時（休憩時間45分を除く、6時間45分）</p> <p>※相談業務の状況等によっては超過勤務もあり得る。また、勤務時間の変更もあり得る。</p>

その他	<p><募集要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談業務等に従事するためには必要な基礎的知識を有していること（消費生活アドバイザー若しくは消費生活専門相談員の資格を有する者又はそれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認め得る者）。 ・主査消費者相談員及び主任消費者相談員においては、上記に加え、消費者相談業務について数年以上の実務経験を有していること。 <p>以下に該当する方は国家公務員になることができないため応募出来ませんのでご了承ください。</p> <p>(1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立了政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）</p>
応募方法	<p>履歴書、職務経歴書、資格証明の写し（今年度受験し、発表待ちの方は除く。）及び下記の【応募に際しての課題】による作文を電子メール又は郵送にて送付してください。書類選考の上、面接に進んでいただく方にのみ個別にご連絡いたします。なお、ご提出いただいた履歴書等は返却できません。選考終了後、こちらで責任をもって廃棄させていただきます。</p> <p>【応募に際しての課題】</p> <p>作 文：800字～1200字</p> <p>テーマ：「最近の消費者問題で関心のある事項と所感」</p> <p>応募締切：令和8年1月30日（金）必着</p>
連絡先	<p>〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課消費者相談室 担当：鈴木 電話：03-3501-4657（受付時間：10時～16時半） E-mail：bzl-shohisha-soudan@meti.go.jp ※・を@に置き換えてください ※本件について問い合わせの際は、最初に「消費者相談員募集の件」と申し出してください。</p>